

議案第 3 2 号

松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

松阪市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年松阪市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松阪市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年松阪市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。